

研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム運営要領(案)

平成 17 年 3 月 8 日

研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム

(プロジェクトチームの運営)

第1条 知的財産戦略専門調査会研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)の会合の議事手続その他プロジェクトチームの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び知的財産戦略専門調査会規則に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

(プロジェクトチームの座長)

第2条 プロジェクトチーム座長(以下「座長」という。)は、プロジェクトチームの事務を掌理する。

2 座長がプロジェクトチームの会合に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。

(プロジェクトチーム構成員の欠席)

第3条 プロジェクトチーム構成員(以下「構成員」という。)がプロジェクトチームの会合を欠席する場合は、代理人をプロジェクトチームの会合に出席させることはできない。

2 プロジェクトチームの会合を欠席する構成員は、座長を通じて、当該プロジェクトチームの会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(専門家の招聘)

第4条 座長は、プロジェクトチームの会合の審議に資するため、必要に応じて専門家を招聘する。

(オブザーバー)

第5条 座長は、必要と認めた場合、座長の指名するものをプロジェクトチームの会合に、オブザーバーとして参加させることができる。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長が適当と認めるときは、プロジェクトチームの会合を公開できるものとする。

2 プロジェクトチームの会合における審議の内容等は、原則として公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとした場合は、その全部又は一部を非公表とすることができる。

3 前項ただし書きの規定により審議の内容等を公表しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、プロジェクトチームの会合に関し必要な事項は、座長が定める。